

(3) ポンド累積対策

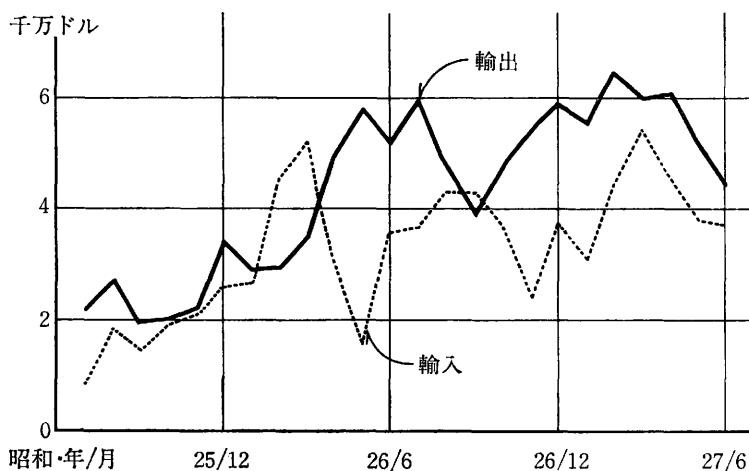
ポンド保有高の累増

昭和26年（1951年）5月24日——政府関係省庁や本行がマーカット声明に対応する施策を検討していたころ——、日英通商協定の改訂をめぐって日英会談が開かれた。イギリス側は、23年5月に取り結んだ「日本磅地域決済協定」中のいわゆるドル・クローズの廃止を提案した。わが国の対ポンド地域貿易の出超に伴い一定金額以上にポンド保有高が累積した場合には、6か月ごとにこれをドルに交換できると定めたドル・クローズは、第2次大戦後の世界的なドル不足傾向とイギリス経済の弱化を考えれば、同国にとって少なからぬ負担であり、わが国のポンド地域向け輸出を阻害する要因になっていた。それが廃止されれば、わが国としては同地域向け輸出の伸長が期待された反面、生ゴム・羊毛等を除けばポンド地域の輸出余力は比較的小さいとみられていたので、同地域からの輸入増加はあまり見込まれず、わが国のポンド保有高は累増するおそれが強かった。このため、イギリス側の提案に簡単に応じるわけにはいかなかった。

日英間の折衝は約3か月続き、8月31日に至りようやく日英新支払協定が正式に調印され、ドル・クローズは廃止されることになった。⁽¹⁾同時に、①わが国のポンド保有高が異常に累積するという事態の発生を防止するため、日英合同審議会を設けて隨時貿易為替事情を検討する、②イギリスの為替管理法上双務勘定国として取り扱われていた国々の一部に対するわが国のポンド支払いを、イギランド銀行の個別許可と相手国の同意を得ることを条件にして認め、ポンドによる多角決済の範囲を拡大することになったが、ドル・クローズの廃止に伴うわが国ポンド保有高の累増懸念が全く解消されたわけではなかった。

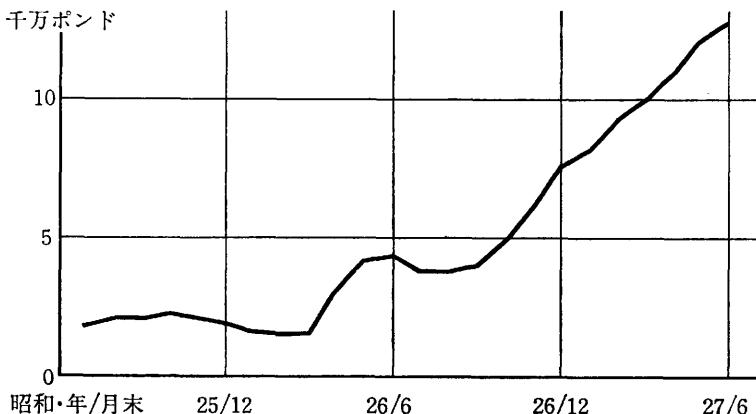
はたして、わが国のポンド地域向け輸出は10月以降急増し、26年中の同地域向け輸出額は5億6255万ドルと前年の2.5倍に上り、輸出額全体に占める比率も前年の29.2%から43.4%へ大幅に上昇した。これに対し、ポンド地域からの輸入は、同地域の物価が割高であったこと、輸出余力が乏しかったこと、商品によっては品質の悪いものがあったことなどから振るわず、26年中の輸入額は4億2908

図 6-3 対ポンド地域輸出入額



(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和26年版・27年版。

図 6-4 ポ ン ド 保 有 高



(出所) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第19巻(統計)、昭和53年、127ページ。

万ドル（前年比2.1倍）にとどまり、わが国の輸入額全体に占める比率は前年の31.1%から24.9%へ低下した。この結果、わが国政府のポンド保有高は累増の一途をたどり（26年8月末3805万ポンド→12月末7546万ポンド）、ポンド保有の過剰が懸念された（図6-4）。それは輸出インフレーションを引き起こすおそれがあつただけでなく、ポンド債務の累増に悩むイギリスがポンド切下げを実施するのではないかとみられていたので、大きな損失をこうむる可能性も大きかったからである。⁽²⁾

ポンド累積対策の検討

上述のようなポンド保有高の増大傾向にかんがみ、外国為替管理委員会、大蔵省、通商産業省ならびに本行はそれぞれポンド累積対策の検討を開始した。ポンドの交換性もしくはドル・クローズの復活、あるいはポンドの実勢レート採用といった措置が、イギリスとの関係もあり困難であるならば、貿易を直接調整管理する方法か、為替・金融面から間接的に輸出を抑制し輸入を促進する方法をとって、ポンド収支の均衡をはからざるをえないと思われた。

26年12月11日、本行内部で「現下の貿易政策について——磅累積対策を中心として——」と題する参考資料が作成され、ポンド累積対策としては、ポンド地域から輸入を行った者に対し同額のポンド地域向け輸出権を付与し、同地域向け輸出はこの輸出権がなければ行うことができないことにする方法が最も妥当であると提案された。⁽³⁾ 大蔵省は12月半ばごろに「対ポンド地域貿易対策」（試案）を取りまとめ、対策の主眼点をポンド地域からの輸入促進におき、あわせて同地域向け輸出を抑制するため、国内金融面で各種の措置を講ずる案を提起した。⁽⁴⁾ これに対し本行は、そのような輸入促進・輸出抑制は本来貿易・為替管理や通商協定などの行政措置で行うべきものであって、輸出入契約成立後の事後的な国内金融面における差別的な取扱いによりそれを達成しようというのは本末転倒であるとして反対した。⁽⁵⁾ しかし、大蔵省は12月24日付「ポンド対策のための金融措置について」（案）を本行に提示し、①ポンド地域向け輸出代金を凍結する、②市中銀行のポンド地域向け輸出貿易手形融資の条件（同手形による融資金額を輸出契約額の一

定割合にとどめる)によって調整する、③本行の融資方針(ポンド地域向け輸出貿易手形の再割引に一定の限度を設定、ポンド地域からの輸入促進に融資あっせんを活用等)により調整する、④市中銀行ならびに本行の貿易手形貸出金利を改正して(高率適用制度の改正を含む)調整する、という四つの方法を提案した。26日に本行と協議した結果、②の方法を本行が承諾すれば、その実施方を市中銀行に要請することが決まったほかは、見送りまたは再検討することで終わった。⁽⁶⁾本行はその基本的考え方を貫いたといえる。

翌27年に入っても対ポンド地域貿易の輸出超過傾向は改まらず、3月末のわが国ポンド保有高は1億ポンドに達する勢い(9967万ポンド、26年8月末比2.6倍)を示した。政府はポンド地域からの輸入を促進するため、27年1月～3月期外貨予算中に占めるポンド予算の比率を前期に引き続いて高めるとともに、その運用面でも自動承認制品目の拡大をはかり、輸入保証金の割合を引き下げる措置をとった。1月8日、第4四半期外貨予算が公表されるや本行総裁は、同予算の実施に伴う輸入金融については、必要に応じ融資あっせんを行うなどできるだけ協力する旨の談話を発表した。⁽⁷⁾同月10日、本行は直ちに支店・事務所に対し、あっせんの対象となる輸入物資は原綿・原毛・石油・石油製品・強粘結炭・非鉄金属等の緊要物資に限ることにし、投機的思惑輸入と思われるものや過剰在庫となる可能性のあるものは避けるよう通知した。⁽⁸⁾しかし、金融がかなり引き締められていた当時、融資あっせんの効果には限界があったと思われる。

2月6日、本行総裁は記者会見で、ポンド地域からの輸入については特別の事情があるので、例外的な方法を講じてもよいと考えるが、外国為替管理委員会が外貨貸付を行うという方法は、外国為替資金特別会計の円資金不足や金融の二元化といった問題があるため適当ではなく、もしそのような措置が輸入の促進に必要であるならば、本行としてはむしろ一時的にユーナンス(外国為替貸付制度の乙種貸付)を復活するという案のほうをとると語ったと報道された。⁽⁹⁾おそらく、ポンド累積対策強化措置の一環として外貨貸付による輸入促進策が強く提案され、本行は次善の策として本行による外国為替貸付制度復活の方向を選択せざるをえなくなったのではないかと考えられる。2月16日、外国為替管理委員会はボ

ンド地域向け輸出を抑制するため、先物為替相場の全面的改定とポンド地域向け輸出為替の予約期間短縮を18日から実施すると発表した。⁽¹⁰⁾ 同じ日、大蔵省もポンド地域向け輸出金融の制限と、日本銀行の外貨貸付を実施したいとの意向を表明⁽¹¹⁾ した。⁽¹²⁾ 輸入の促進をねらいとする外貨貸付の実施は時間の問題とみられた。

別口外国為替貸付制度の創設

27年2月18日、本行はポンド地域および特別決済勘定地域からの輸入を促進するため、それら地域からの原料・合理化機械など特定品目の輸入について、輸入手形の決済に必要な外貨を本行が外国為替管理委員会から買い入れて外国為替銀行に貸し付け、特別決済勘定については本行が外国為替銀行のために決済して、外国為替銀行に対する外国為替貸付とする方式の金融措置を講ずることを決定した。この措置は、実質的には、前年11月に廃止した外国為替貸付制度の乙種貸付の復活にほかならなかったが、「別口外国為替貸付制度」と呼ぶことにした。

別口外国為替貸付制度では、①対象品目は綿花、鉄鉱石、強粘結炭、その他合理化に必要な機械装置および船舶とする（3月14日、燐鉱石、くず鉄、ガス用炭を追加）、②貸付期間は船積み書類到着後原則として1年以内とする（3月17日、対象品目ごとに貸付期間の基準を決定）、③金利は年4%以上とする（3月20日の運用方針によりさしあたりは年4%と決定）ことになっていた。本行は3月20日、本制度を実施するための別口外国為替貸付手続と運用方針を決定し、同月31日、2月18日にさかのぼってこの手続きを適用する旨関係支店に通知したが、4月15日、さらに産業合理化を促進する目的をもって、ドル地域からの輸入についても、基礎素材のコスト引下げのための合理化に必要な技術および機械を別口外国為替貸付制度の適用範囲に加えることにした（金利は年5%、貸付期間は輸入手形到着後または最終送金後原則として1年以内とし、特別の事情ある場合は最長3年まで認めた）。その後も適用範囲の拡大がはかられ、6月20日には、ドル地域からの輸入に対する適用品目の制限は事実上なくなった。

別口外国為替貸付制度に基づく貸付承認は同制度の開始とともに実施され、船積み書類到着に伴う実際の貸付は4月から始まったが、貸付残高は逐月増加し

(表6-4)、ピーク時(28年10月)には959億円に達した。ポンド保有高累増のもたらす問題点を考慮すれば、別口外国為替貸付制度の実施はやむをえない面があったかもしれないが、同制度は、適用品目に制限が付されるなど若干の相違があったとはいえ、輸入貿易金融の正常化をはかるため廃止されたばかりの外国為替貸付制度乙種貸付を復活したものであり、外貨決済後の相当期間円決済を猶予したという点では外貨貸付制度をむしろ拡大したものであった。さらに、もともとポンド累積対策として考案された別口外国為替貸付制度がドル地域からの輸入にも拡大されたこと、原材料の購入資金だけではなく設備投資資金まで中央銀行によって直接供与されることになったのは、まことに大きな問題であった。同制度は輸入を促進し、合理化投資に寄与した反面、輸入に伴うデフレーション効果を減殺してしまったことは明らかであった。27年中の朝鮮戦争ブームの反動の過程で、事実上救済融資あるいは滞貨融資としての役割を果たしたという批判もあるが、⁽¹⁴⁾上記のような問題点は、わが国の国際収支が黒字を続けていた間は、一般にそれほど意識されるところがなかった。⁽¹⁵⁾しかし後述のように27年秋以降の国際収支の悪化とともに転換を迫られることになる。

表 6-4 別口外国為替貸付残高

(単位: 億円)

昭和年/月末	別口外国為替貸付残高	参考		
		外 国 為 替 貸 付 残 高	日 本 銀 行 一 般 貸 出 残 高	日 本 銀 行 総 貸 出 残 高
26/12		1,383	2,230	3,613
27/ 3		970	2,278	3,249
6	126 (4.0)	485	2,518	3,128
9	395 (10.7)	327	2,960	3,682
12	626 (19.7)	319	2,233	3,178
28/ 3	816 (21.0)	149	2,912	3,877
6	910 (21.7)	28	3,262	4,200
9	951 (21.3)	10	3,500	4,461
12	919 (23.5)	4	2,988	3,911

(注) かっこ内は「総貸出残高」に対する比率(%)。

(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和28年版。ただし、「別口外国為替貸付残高」は日本銀行保有資料による。

綿花借款の成立

ポンド累積対策が具体的に検討されていた26年12月に、ワシントン輸出入銀行と本行との間で4000万ドルの綿花借款が成立した（金利年2.75%、期間15か月）。

この借款に関する折衝は、26年8月下旬のアメリカ政府のわが国政府に対する働きかけから始まった。アメリカ政府の意図は、米綿輸入国に対し低利・長期の借款を与えて、過剰綿花を処理することにあった。当時、わが国の関係官庁筋は、①繰越しストックを見込んでも、当時の月間原綿消費量から見て特に追加輸入する必要がないこと、②継続的な買付け契約は、先行き米綿相場が低落した場合わが国にとって不利であること、③日本の綿製品輸出市場がポンド地域を主体としていることを考えると、米綿の輸入促進をはからっても、結局はポンドまたは特別決済勘定債権の蓄積となるにすぎないこと、などの理由から借款受入れに概して消極的であった。もっとも、この借款を通じて外国の有力金融機関との連係を強化しておくことは、将来のためににかと利便が多いという点を勘案し、綿花借款を受け入れる場合を考慮して借款条件につきアメリカ側関係当局の意向を打診することにした。その後、若干の曲折を経て10月12日に、日本政府は連合国最高司令部を通じて、金額4000万ドル、金利年2.5%、期間12か月～15か月、外国為替管理委員会が借入れ主体になるという条件で借款を受け入れる旨ワシントン輸出入銀行に申し入れた。

しかし、外国為替管理委員会は借款の受入れ機関として妥当でないとする輸出入銀行の回答があったので、12月3日、関係官庁が協議した結果、本行を受入れ機関とすることになった。⁽¹⁶⁾ この点に関しては最高司令部の意向も働いていたといわれているが、12月14日、本行は綿花借款の締結およびこれに伴う外国為替銀行等との諸取引に関連する必要な大蔵大臣の許認可を受け、国内的手続きを完了した。次いでワシントン輸出入銀行と借款契約案文について折衝の末、12月21日に綿花借款契約を正式に調印するに至った。

26年12月の綿花借款に引き続いて28年5月に第2次借款が成立して以来、綿花借款契約は毎年締結されたが、⁽¹⁷⁾ 本行が契約の当事者となる方式は35年7月の第10次をもって打ち切られ、以後は民間ベースで行われた。第1次から第10次までの

表 6-5 編花借款契約

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次
締結年月日 (昭和)	26.12.21	28. 5. 8	28.12. 3	29. 8.30	30. 8. 4	31. 9. 5	32. 9.27	33. 8.29	34. 7.29	35. 7. 6
借入額(百万ドル)	40	40	60	60	60	60	60	60	30	40
対外取決金利(年・%)	2.75	3.5	3.5	3.0	3.125	3.75	4.5	3.75	4.75	4.25
借入期間(月)	15	15	15	12	12	12	12	12	12	12
融資銀行	ワシントン輸出入銀行	同左	アメリカ市中銀行 (14行)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
国内取決め業者	日本銀行手数料(年・%) 為替銀行手数料(年・%) 業者負担金利(年・%)	1.0 1.0 4.75	0.5 0.75 4.75	0.5 0.75 4.25	0.5 0.75 4.375	0.5 0.75 5.0	0.5 0.75 *5.85	0.5 *0.85 4.95	0.5 0.7 5.95	0.5 0.7 5.40
業者借入期間(月)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

(注) *印は第7次編花借款の運用上、実際には、為替銀行手数料は年0.7%、業者負担金利は年5.7%とされた。
(出所) 日本銀行保有資料により作成。

綿花借款利用実績は4億9026万ドルに及び（借款契約金額累計5億1000万ドル、利用率96.1%）、輸入米綿は約300万俵に上った。米綿はメキシコ綿などに比べ割高であったこと、紡績業者の借入れ期間（12か月）が原綿輸入から製品代金回収までの期間（約6か月）より長かったこと、など問題がないではなかったが、綿花借款はドル不足のカバーや輸出産業である紡績業者の資金繰り補強に寄与したといえよう。

- (1) 日英新支払協定の成立に伴い、従来連合国最高司令部が管理していたボンド資金は、昭和26年10月1日の残高をもって日本政府に移管されることになり、同年8月31日、最高司令部と日本政府との間で引継書の調印が行われた。なお、ドル資金については、すでに8月15日の残高をもって日本政府に管理権が移譲されていた。
- (2) 昭和26年10月21日付『日本経済新聞』解説「手持ちボンド増大の波紋」を参照。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) 同上資料。
- (5) 同上資料、昭和26年12月15日付「大蔵省の対ボンド地域貿易対策（試案）」。
- (6) 同上資料、昭和26年12月26日付『ボンド過剰に対する金融措置』に付ての打合会の内容。
- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 同上資料。
- (9) 昭和27年2月7日付『日本経済新聞』。
- (10) 上掲紙、昭和27年2月17日付。
- (11) 同上。
- (12) 昭和27年2月10日付『日本経済新聞』は、本行が外貨貸付の方針を内定したと報じていた。
- (13) 別口外国為替貸付制度の概要については、日本銀行政策委員会「昭和二十七年報告書」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第1巻、昭和53年、所収）249～251ページを参照。
- (14) 植西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の没落Ⅶ』東京大学出版会、昭和43年、1876ページ。
- (15) 別口外国為替貸付制度が実施された当時の本行内部の事情については、外山茂『金融界回顧五十年』東洋経済新報社、昭和56年、38～39ページを参照。
- (16) 昭和26年12月4日付『日本経済新聞』。
- (17) 第3次綿花借款（昭和28年12月締結）以降は、ワシントン輸出入銀行の保証のもとにアメリカ側商業銀行から米綿輸入のためのクレジット・ファシリティの供与を受け、これに基づき本邦外国為替銀行を通じて紡績業者に対し貸付を行う方式がとられた。

(4) 対日講和条約の発効

景況の沈滞

昭和26年（1951年）10月から11月にかけての本行の引締め姿勢強化を契機として、繊維・鉄鋼類の市況は再び軟化した。繊維関係では、同年春以来の価格低落による損失の累積や思惑取引の失敗などから、11月には中流商社の一部に経営の破綻をきたしたもののが現われた。年末接近とともに市況は総じてさらに軟化し、軟化の様相は繊維を中心とする消費財から鋼材・非鉄金属・木材など生産財にも拡大した。このような商況不振による金詰まりと、不渡りに対する金融機関の態度厳格化を映じて、10月以降、全国手形交換所における不渡手形の発生件数・金額は著しく増加した。朝鮮戦争の発生以来伸長の一途をたどってきた経済界にも、さすがに設備投資や銀行貸出等の動向に対し慎重な反省的空気が見受けられるようになった。

年明け後の商況は、26年暮れのような換金目的の投げ物を中心とした極端な不振に比べればやや落着きを取り戻したものの、基調は依然低迷状態をたどった。人絹業界は27年1月から自主操短を行い、スフ・カセイソーダ業界等にも自主的な操業短縮の実施ないし強化の機運が強まった。2月25日、通商産業省は紡績業者に対し4割操短の勧告を発したが、5月からは薄板・線材・塗料・油脂・紡機等の業種も相次いで大幅な操業短縮に入るなど、景況不振の長期化とともに産業への影響は拡大する様相を示した。27年に入ってからやや減少した不渡手形の発生も4月には再び増え、前年10月ごろの高水準に戻った。商況の一般的な不振は、冬枯れ期という季節的要因も無視できなかったが、朝鮮戦争発生以降の投資の活発化に伴う設備増大による生産過剰傾向に根ざしており、深刻な問題をはらんでいた。金融政策を不況対策に切り替えるべきであるとする声が高まることは、容易に想像できよう。⁽¹⁾

このような情勢のなかで、前年秋の中流商社の破綻に続き、一流商社のなかにも赤字が累積し、経営困難に直面するものも現われ、商社に対する金融問題がクローズ・アップされるようになった。本行内では、商社の経営破綻は放漫経営や

過大な思惑に起因するものであるから、本行が救済措置にかかるべきではないとの意見もあったが、商社破綻の影響が拡大することを懸念して、本行は27年3月から4月にかけ、市中銀行による一流商社に対する再建融資につき、その金額の範囲内で、本行の当該市中銀行に対する貸出に関し高率適用を適宜免除すると⁽²⁾いう特別措置を講じた。

また、景気停滞の影響は特に中小企業に強く表われた。3月27日、政府は中小企業の金融難緩和に資するため、商工組合中央金庫・相互銀行・無尽会社・信用金庫・信用組合に対し45億円の指定預金を預入するほか、農林中央金庫関係の指定預金30億円の一部を中小企業に向けさせることを決定した。⁽³⁾翌28日、蔵相は経済安定本部長官・通産相・本行理事等を招いて、保有外貨の積極的活用を中心とした⁽⁴⁾経済振興策の構想を述べ、協力方を要請した。そのねらいは企業合理化を促進して輸出力を培養し、将来における経済発展の基礎を固めることにあったが、企業合理化資金の散布によって、景気の停滞をある程度緩和しようという含みもあったといえよう。

独立の回復

内外の景況が沈滞の度を深めつつあったさなかの27年4月28日、前年9月に調印した対日講和条約が発効し、わが国は6年半余にわたる占領体制から脱して待望の独立を回復した。政府は、講和条約の成立に伴い自立体勢を整備し、国際経済に積極的に参与協力するため、厳にインフレーションを回避しつつ経済力の充実と国民生活水準の確保とを期するという基本方針に従い、独立第1年目の27年度予算を編成した（27年3月27日成立）が、いわゆる超均衡予算にとらわれず総合予算の均衡方式を採用するとともに財政規模の拡大をはかるなど、積極的な財政政策をとった（昭和24年度以降、一般会計、特別会計および政府関係機関がおののおのそれ自体において収支の均衡を堅持する予算方式がとられてきたが、27年度では全体を通じて総合的に収支の均衡を図ることとした。また外貨保有のためのインベントリー・ファイナンスが大幅に削減された⁽⁵⁾）。

一方、一万田本行総裁は、独立を回復したその日、「経済自立の達成へ」と題

する一文を『日本経済新聞』に寄稿し、政治的独立の裏付けとなる経済的自立の問題を考えると、日本経済の前途はきわめて多難であることを強調した。以下はその大要である。⁽⁶⁾

終戦以来講和条約発効に至る数年間は、たえずインフレーション進展の危険にさらされながらもこれを切り抜けてきたのみならず、経済の復興にも見るべきものがあり、わが国経済の安定と自立はすでに一応達成されたかのような観を呈している。しかし、経済の安定が達成されたのは、アメリカの援助とドッジ・ラインの推進に負うところが大きい。経済の自立が達成されたように見えるのは、朝鮮戦争の発生に伴う国際政局の緊張を背景とした特需と輸出によるものであって、「極言すれば全くのウインドフォール（拾い物）であった」。二つの世界の対立が根本的に解決しない限り、インフレーションの危険は決して消え去りはしないが、今後は、むしろ、相当深い谷間を伴う景気変動にさらされるおそれのあることは、朝鮮戦争ブームとその反動としての景気後退が立証している。そのような条件下で真の意味の経済自立を達成するためには、わが国経済の貿易依存性を改めて認識し、国際競争に耐えうる体質を整えることに力点をおくべきであり、産業構造の中心的地位を占める重工業部門の合理化には格段の努力を集中すべきである。

経済の自立達成のための資金面の対策は財政投融資に多く期待せざるをえないが、金融政策の基調としても、電力・造船資金に加えて重工業の合理化資金を円滑に供給するとともに、ポンド地域からの輸入やドル地域への輸出に必要な貿易資金を順便にすることに力を注がねばならない。他方、企業一般の自己資本を充実し、市中銀行のオーバー・ローンを漸進的に是正するため、増資・起債を推進するとともに、預貯金の増強にも一段と力を入れるべきであるが、貯蓄増強のための基礎条件は通貨価値の安定確保にある。その意味でも、ドッジ・ラインの基本的精神は講和条約発効後も維持しなければならない。国際通貨基金への加盟が近いことを考えると、通貨価値安定の意義は従来にもまして重大である。しかし、金融政策も万能ではない。政府も今後のわが国経済の行くべき道を明示する政策を総合的に再検討されることを望むが、経済の自立達成という課題は決してなま

やさしいものではない、と。

独立の回復とともにドッジ・ラインから解放されるべきである、という主張が各方面で唱えられていた。5月3日に独立を祝う式典が挙行されたが、5月の商況は全般的に回復の兆しすら示さなかっただけでなく、かえって多くの業種に不振の深化がみられ、景気振興政策に対する要望が再燃してきた。しかし、ドッジ・ラインの基本的精神を引き続きわが国経済の指導原理としなければならぬという本行総裁の所信は、景況の不振に対して金融面から安易な対策をとることはできないとする本行の政策運営姿勢を示していた。⁽⁷⁾ 独立を迎えて本行は、それまでの基本方針であるインフレーションの再発防止と必要な生産資金の確保と同時に、企業合理化の推進と貿易規模の拡大を目指して諸般の施策を講じ、その実現に努める決意を固めたのである。⁽⁸⁾

- (1) 例えば、昭和27年3月18日付『日本経済新聞』社説「金融政策を不況対策に切替えよ」を参照。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) この時、政府は金融債の消化促進を目的として、市中銀行に100億円の指定預金を行った。ちなみに、昭和27年8月1日に「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」(法律第294号)が公布施行され、中小企業が3分の2以上を占める特定業種に調整組合の設立、および組合による生産・出荷・設備の制限が認められた。
- (4) 昭和27年3月29日付『日本経済新聞』。
- (5) 昭和27年度予算の問題点については、日本銀行国庫局「昭和二十七年度予算について」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第12巻、昭和57年、所収)189~216ページを参照。
- (6) 昭和27年4月28日付『日本経済新聞』。
- (7) 昭和27年4月28日、日本銀行調査局は「講和発効後の経済政策」を取りまとめ、①貿易政策、②価格政策、③合理化、④産業構造、⑤生活水準、⑥財政金融政策、⑦通貨制度の再建、⑧外国よりの援助、⑨経済の計画化、を論ずるとともに、「金融政策の方向」として次の事項を掲げていた(前掲『日本金融史資料』昭和統編第7巻、645~658ページ)。
 - (イ) 貿易立国主義に即応し、輸出入についての金融とくにドル地域に対する輸出、ポンド地域からの輸入資金を優遇する。
 - (ロ) 重化学工業を中心に輸出価格を国際価格並みに低下せしめることを目途として、設備の近代化資金の供給を確保する一方、過剰投資を防止するため、融資規制を強化する。
 - (ハ) 農業の運転資金の供給を円滑にし、また増産資金についても極力援助する。
 - (シ) 中小企業金融については、大企業の中小企業に対する支払いを確保しつつ大企業に資

金を供給する方式と、中小企業の協同組合化を促進しこれに資金を供給する方式とを併用する。

- (＝) 各種優遇手形方式を再検討する。
- (＝) 外国為替貸付のごとき「オートマテックな金融方式」を再検討する。
- (＝) オーバー・ローンの解消には奇策を用いず、貯蓄の増強、日本開発銀行ならびに投資銀行による長期融資の肩代わり、外資の導入、資金運用部資金の活用等により漸進的にこれを解消するものとする。
- (8) 前掲「昭和二十七年報告書」245ページ。

(5) 外貨保有方式と外国為替専門銀行問題

外貨保有方式をめぐる問題

わが国の保有外貨は、昭和24年（1949年）11月に連合国最高司令部から当時貿易特別会計のなかに設置されていた「外国為替資金」に計理上の移管が行われてから以降、国際収支の黒字を反映して急激に増加し、当初移管分の1.9億ドルから昭和27年3月末には10.6億ドルへと増大した。

最高司令部から引き継がれた当初移管分を除くその後の増加分については、これら外貨を買い入れ、保有するため当然円資金の調達を必要としたが、その調達は本行信用の供与によるもの多かった。この間の円資金調達の推移をみると、昭和25年前半は当初一般会計から繰り入れられた政府出資（インベントリー・ファイナンス）40億円のほかは、国庫余裕金の繰替え使用と本行からの借入れによって賄っていたが、朝鮮戦争勃発による外貨受入れの増大に伴い、予算で定められた限度いっぱいの借入れを行っても円資金が不足するようになり、外国為替資金の円資金繰りは一時著しく窮屈した。しかし同年9月以降既述のように外国為替貸付制度が実施されたことにより、輸入信用状開設保証金相当外貨額に見合う円資金が本行から流入したため（従前は輸入外貨手形決済の段階で外国為替銀行より円資金流入）、外国為替資金の円資金繰りは急速に緩和し、信用状開設段階での外国為替貸付残高がピーク（1200億～1400億円）に達した昭和26年1月～3月期には、国庫内および本行からの借入金はすべて返済され、政府出資（増額に

より同年3月末現在400億円)を除けば保有外貨に見合う円資金は全額外国為替貸付関係の本行信用によって賄われた形となった(信用状開設段階で外国為替銀行の積み立てる外貨による保証金は、外国為替資金に預入されることになっていたので、外国為替資金としては日本銀行に売り渡した外貨が再び預入されることになり、保有外貨残高は変動せず、本行より信用状開設相当外貨額に見合う円資金のみが流入)。

その後昭和26年度に入り、輸入の停滞、外国為替貸付制度の改正(貸付の基準を信用状全額から半額に圧縮)などから同貸付制度に基づく本行からの円資金流入が減少した反面、保有外貨は引き続き増大したため、円資金繰りは再び繁忙となり、同年度中にインベントリー・ファイナンスが800億円増額され、国庫余裕金の繰替え使用も再び行われたほか、10月以降本行に対する保有外貨のスワップ取引による円資金の調達が図られるに至った(本行は買い入れた外貨をそのまま外国為替資金に預入。また本行の外貨保有に伴う為替レート変動上のリスクは外国為替資金が負担)。

こうして27年3月末における円資金調達残高はインベントリー・ファイナンスと国庫余裕金の使用が1860億円、本行信用(スワップ取引、外国為替貸付および外国為替資金証券の保有)が1338億円という状況になっていたが、27年度に入ると国庫内で保有されていた外国為替資金証券が本行に売却され、本行信用が過半を占めるようになった。なお上記のスワップ取引は将来予算に計上予定の政府の追加出資など今後予想される円資金の受入れまでのつなぎとして実施されたもので(昭和27年3月末スワップ残高920億円)、27年11月末までに本行に対する売却外貨はすべて買い戻された。このスワップ取引とは別に、政府は保有外貨を本行に直売りするアウトライト方式による円資金の調達も行った。このアウトライト取引は昭和20年代中は27年9月に5000万ドルの売却が行われたのみであったが、30年代に入ってから、かなりしばしば実施され、本行に対する売却のみではなく、国際収支悪化に伴う外貨不足時には本行からの買入れも行われた。

外貨保有のための円資金調達が以上のようにどのような方式によって行われるかは、国内の通貨・金融情勢に大きな影響を及ぼす問題であり、かつて金本位制

下の第1次世界大戦中国際収支の巨額の黒字に伴い本行保有正貨の急増が不可避となった際、その及ぼすインフレーション的影響を極力抑制するため種々の考案や対策が講じられたことは既述のとおりである。この点上記の朝鮮戦争下において、一時期本行の外貨為替貸付の急増が国内流動性を過大化させる影響を及ぼしたこと、他方かなり多額のインベントリー・ファイナンスも行われ、この面ではインフレーション的影響の抑制が図られたこと、などが指摘されるが、政府による外貨保有体制下における円資金調達方式のいかんに伴うこのようなインフレーション的影響の問題だけではなく、政府の外貨保有に伴う内外金融調節二元化の問題や、さらには通貨価値の安定にとって望ましい発券制度の在り方などの観点から、本行内では外貨の保有形式を改めるべきであるとの意見が高まった。

例えば昭和27年4月に調査局は外貨資金保有方式について、従来のような政府会計を中心とした機構を改め、原則的には為替銀行、中央銀行の段階で保有することにし、全般の信用調節上必要と考えられる際に財政資金により適時外貨の買取りを行うべきであると次のように提案している。⁽¹⁾

- イ、為替銀行は外国為替業務上必要な外貨運転資金（輸入信用状開設保証金を含む）を保有することとし、そのために必要な円資金は預金、コール・マネーなどによって賄うべきであるが、過渡的には本行信用の供与もやむをえない。
- ロ、為替銀行保有の外貨につき、過剰な部分は本行に売却し、不足部分は本行より買い入れることにし、為替銀行以外の他の政府会計などの取得外貨についても本行に集中する。
- ハ、本行は上記の外貨資金を自己勘定として保有し、発券準備に充当する。これは今直ちに発券制度として金為替本位制への復帰を主張するものではないが、通貨発行準備がより健全な姿に逐次復することになる。
- ニ、ただしオーブン勘定債権債務は従来どおり政府会計に集中する方式を継続する。
- ホ、外国為替資金は存続させ、本行による外国為替買入れが著しい信用膨張をもたらし、金融調整上支障を生ずるおそれのあるときは、外国為替資金が外国為替資金証券を発行して政府他会計および民間金融機関より余裕金を吸収し、そ

の資金で本行保有外貨を買い取ることにする。

へ、政府は前項による外貨の保有が固定化する見通しになったときは、一般会計よりの出資金により外国為替資金証券を償還する。

ト、従来の政府出資による外貨保有はそのまま財政の蓄積として存置し、今後の財政金融上の状況に応じてその一部を本行に売却し、その代わり金を日本開発銀行その他長期金融機関への出資ないし債券引受けに充てる（日本開発銀行などはこれによって市中銀行の長期設備資金貸出を肩替わりし、市中銀行は本行借入金を返済する）。

以上のような外貨の本行移管に関する考え方は、前述のように単なる外貨保有方式の変更という形式上の問題にとどまるものではなく、通貨価値の安定を目的とする金融政策の運営が円滑に行われるために必要ないし望ましい諸条件の整備を図ろうとする点に最大のねらいがあった。この外貨移管問題に関する議論はその後も本行内部で繰り返し行われ、一時は具体化しかけたこと也有ったが、結局大蔵省の反対により実現をみるに至らなかった。

しかし昭和32年から開始された中央銀行制度に関する金融制度調査会での審議に際し、上記のような考え方は本行側主張の重要な論点の一つとして提起され、本行は、銀行券の発行をなんらかの形で金・外国為替保有高に結びつけるような発券制度が望ましく、その点で保証発行届伸制限制度の採用が妥当と考えるが、これに伴いわが国保有外貨の主要部分を本行が保有する体制をとることが必要であり、また本行の通貨調節が十分な効果をあげるために、為替市場において自ら為替銀行との間で外貨の売買を行い、内外金融を一元的に調節しうるような立場に立つことが必要であると主張したことは後述のとおりである。

「外国為替銀行法」の制定

昭和29年4月10日「外国為替銀行法」（法律第67号）が公布、施行され、同年8月1日、東京銀行が同法に基づくいわゆる外国為替専門銀行として新発足した。⁽²⁾この法律の趣旨は、貿易依存度の高いわが国経済の自立と発展を図るために、
外国為替取引および貿易金融の円滑かつ自主的な運営が必要であり、このため広

く海外の主要為替市場および貿易市場に支店網をもち、外国の為替銀行に比肩できる十分な能力と信用を有する本邦為替銀行の出現が望まれるが、近い将来、自然の推移のうちにこのような為替銀行の出現を期待することは困難であるので、本法律の制定により、⁽³⁾ 外国為替取引および貿易金融に専念する為替専門銀行を積極的に育成しようとする点にあった。

このような構想は、すでに2年前の昭和27年ごろから大蔵省内において具体化されていたが、為替専門銀行の創設が必要な理由として、内外金利差の大きい当時の状況では、特定の為替銀行にフェーバーをあたえ、できるだけ低金利で貿易業者に融資を行わせないと、わが国は国際競争に遅れをとるおそれがあること、本邦為替銀行のすべてがオーバー・ローンに陥り、海外における信用も低いので、この際特定の銀行に大量の外貨預金を行い、オーバー・ローンを解消させることが海外信用強化につながること、本邦為替銀行の数が多すぎ、外国銀行との競争に敗北するおそれがあること、などの諸点が考えられていたようである。

この構想は実際には東京銀行を対象として考案されていたものであるが、当初同行では、為替専門銀行制度が成立した後は、この為替専門銀行が為替資金を集中的に操作することが、過去の経験に徴しても為替資金の乏しいわが国において資金の効率を図る最良の方途であり、政府保有外貨資金の第一線リザーブはあげて為替専門銀行に対する指定預金とすることが望ましく、また将来外国為替市場において為替平衡操作が行われる場合には、中央銀行ではなく、この為替専門銀行が同操作を担当すべきであると考えていたようである。⁽⁴⁾

以上のような為替専門銀行設立構想は、具体的な運営方針いかんによってかつての横浜正金銀行を再現させるおそれが多くにあるものであったから、本構想が伝えられるや本行として強い警戒心を抱いたのは当然であった。明治22年（1889年）に横浜正金銀行に対する本行からの低利資金の特別融通問題をめぐって、富田本行総裁が松方大蔵大臣と意見が完全に対立し、ついに辞任するに至ったこと、その後外国為替業務を専門とし政府と特殊の関係に立つ同行の存在が、本行による内外金融の一元的運営にとり障害になりがちであったことは既述のとおりである。

本行は、新しく設立される為替専門銀行が為替業務をほとんど独占して為替金融の中央銀行的存在になるおそれが強いこと、とくに当時大蔵省が担当していた為替集配の機能が同行にゆだねられることにでもなれば、この傾向はますます顕著となり、本来一体不可分の関係にあるべき国内金融と為替金融との円滑な調整を困難にすること、また専門銀行の業務が為替金融面に限られる場合には、同行の採算上よほど多額の低利資金を政府か本行が供給しなければならなくなること、加工貿易中心のわが国では、専門銀行設立により為替金融と国内金融、あるいは貿易金融とメーカー金融との間を疎隔することは、かえって円滑な経済取引を阻害すると思われること、など本問題に関する本行の見解を各方面に伝えた。

当時外国為替業務を行っていた市中銀行の間でも、それぞれの立場から為替専門銀行構想に対しいろいろな反対論や要望が見受けられたが、大蔵省は為替専門銀行法案を国会に提出する方針を定め、昭和28年12月、大蔵大臣は臨時金融制度懇談会に対し、「⁽⁵⁾外国為替銀行制度の整備について」諮問した。同懇談会は正規の委員のほかに、為替銀行代表者10名を含む13名の臨時委員を加えて、同月25日以降3回にわたり会合を開き、審議を行った。本行からは二見副総裁が正規の委員として出席し、既述のような本行の見解を表明した。大蔵省から、新制度の運営方針として、今後為替専門銀行に対し育成措置を講ずるが、その内容は海外支店の優先設置、外貨預託における量的差別などに限ることにし、金利など質的面での差別は行わないこと、既存市中銀行についてはその能力に応じて外国為替取引と貿易金融に従事させ、為替専門銀行に対して競争と補完の余地を与えること、外国為替管理の在り方は本制度により特に変更を受けないものとすること、などの諸点が示されたが、審議では政府の原案に対する反対論がかなりあったため、同懇談会は昭和29年1月25日、大蔵大臣に対し、全会一致の結論には到達しなかった旨の異例の答申を行った。

⁽⁶⁾ 同答申では原案に対する反対意見として、為替専門銀行は外国為替取引および貿易金融に専念するあまり、国民経済全体に対して好ましくない結果を導くおそれなしとしないこと、国内業務の取扱いを制限される為替専門銀行に対し円資金の供給面などで特別の優遇措置を講じない限り同行の採算は困難となろうが、か

かる特別措置は講すべきものではないこと、為替専門銀行に対し他の一般為替銀行に比して質的な差別待遇を講じないとしても、量的な優遇が一定の限界を超えると質的なものに転化し、ひいては同行が实际上為替の集配機構となって金融政策の二元化をきたすおそれがあること、などの諸点があげられていた。また同懇談会で原案を妥当とした意見のなかにも、今後為替専門銀行を育成するにあたっては、一般為替銀行がその能力に応じて十分に競争と補完の関係に立ちうるよう、また同行が金融界の積極的な協力をえられるよう、当局が十分な考慮を払うべきであるとの要望があった旨述べられていた。

以上のような答申を受けた後、大蔵省は同懇談会に対し再諮問は行わず、3月、政府は「外国為替銀行法案」を第19回国会に提出したが、国会での審議（参議院先議）において政府は上記答申に示された各方面からの意見については今後における新制度の運営面において取り入れ、各界との円満な協力関係を確立できるよう配慮していきたい旨の説明を行い、結局同法案は無修正のまま4月3日衆議院を通過、成立した。

- (1) 日本銀行保有資料、昭和27年4月の日本銀行調査局「外貨資金保有方式について——その現状、現行方式の問題点並びに将来の方向——」。
- (2) 大蔵省編『第4回銀行局金融年報』昭和30年版、金融財政事情研究会、昭和30年、145ページ。
- (3) 昭和29年3月9日の参議院大蔵委員会における河野通一政府委員の説明(『第十九回国会参議院大蔵委員会会議録』第15号)10ページ。
- (4) 日本銀行保有資料、昭和27年9月24日付「為替専門銀行設立に関する東銀外国部の意向について」。
- (5) 金融制度の整備改善に関する重要事項について各界の意見を求めるため、大蔵省議に基づき昭和26年12月に設置された大蔵大臣の諮問機関。
- (6) 日本銀行保有資料、臨時金融制度懇談会「外国為替銀行制度の整備についての答申」。

(6) 戦後における金融制度の再編成

昭和24年(1949年)までの間に、戦後の金融制度再編成について、いろいろな考え方や改革案が交錯していたことはすでに述べた。そうした状況の中で、まず

問題となったのは、特殊銀行をどのようにするかということであった。特殊銀行のうち、横浜正金銀行については、昭和21年12月31日、その国内資産を引き継いだ東京銀行が普通銀行として設立されていた。⁽¹⁾一方、特殊銀行制度に否定的態度をとっていた、連合国最高司令部は昭和23年6月末、その他の特殊銀行についても、普通銀行に転換するか、それとも債券発行会社に改組するかの、いずれかの道を選ぶよう指示した。⁽²⁾これより早く北海道拓殖銀行は、「北海道拓殖銀行法」が廃止された場合は普通銀行に転換する方針を固めており、⁽³⁾また、一応は普通銀行化の方針をとりながらもなお従前どおりの形での業務継続への希望も捨てきれなかった日本勧業銀行も、上記最高司令部の方針が動かぬところとなって、普通銀行に転換することを最終的に決定したが、他方日本興業銀行は債券発行銀行の道を選択した。⁽⁴⁾その後既述のように昭和25年3月31日公布の「日本勧業銀行法等を廃止する法律」により特殊銀行制度は法制上も廃止され、これに伴って日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行はいずれも法制上は「銀行法」に基づく銀行、すなわち普通銀行となったが、同時に公布された「銀行等の債券発行等に関する法律」により、以上の3行は農林中央金庫、商工組合中央金庫とともに債券発行による資金調達が認められた。以上のように形式的には特殊銀行制度を廃止しながら、他方、旧特殊銀行に債券発行という特権を認めたのは、長期資金の著しい不足という事態について、連合国最高司令部がそれまでの考え方を改めた結果であった⁽⁵⁾といふことができる。その後昭和27年6月12日、「長期信用銀行法」が公布（法律第187号、ごく一部を除き12月1日施行）されると、前記旧特殊銀行3行の中では日本興業銀行のみが同法に基づく長期信用銀行として同年12月1日新発足した。⁽⁶⁾しかし同日に日本勧業銀行、北海道拓殖銀行と一部普通銀行の支援の下に、同法に基づく「日本長期信用銀行」が新たに設立されたので、ここに長期信用銀行制度は2行体制でスタートをきったことになる。なおその後、昭和32年4月1日、3番目の長期信用銀行として、日本不動産銀行（昭和52年10月、日本債券信用銀行と改称）が開業した。⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾

長期金融部門の分野における、もう一つの大きな変化は信託銀行の発足であった。戦前からの信託会社は、戦後の激しいインフレーションの進行に伴い、業務

に大きな打撃をうけたが、そうした状況の中で、昭和23年6月連合国最高司令部から信託会社が銀行業務を兼営してはどうかという提案が行われ、結局この提案が実現することになった。⁽¹⁰⁾ 同年7月以降、各信託会社は順次、「銀行法」に基づく銀行に転換するとともに信託業務を兼営するという形をとり、名称も「信託銀行」と変更した。これは信託会社の普通銀行化といってもよいが、その後昭和27年、信託銀行が貸付信託業務を開始するや、その資金量は急速なテンポで増大し、信託銀行はやがて長期金融機関としての性格を明確にするようになった。

中小企業金融機関については昭和24年6月1日に「中小企業等協同組合法」(法律第181号)が公布(7月1日施行)され、市街地信用組合の全部と信用事業を行う産業組合の大部分などが信用協同組合に改組した。またその後昭和26年6月5日には「相互銀行法」(法律第199号)が、同月15日には「信用金庫法」(法律第238号)が公布(いずれも即日施行)され、無尽会社(物品無尽を除く)は相互銀行に転換し、また信用協同組合の大部分が「信用金庫法施行法」(6月15日公布施行、法律第239号)に定める改組最終期限の昭和28年6月14日までに信用金庫となつた。⁽¹¹⁾ このほか昭和28年8月17日には「労働金庫法」(法律第227号)が公布(施行10月1日)された。同法制定以前にすでに各地に「中小企業等協同組合法」に基づいて労働金庫が設立されていたが、この「労働金庫法」の制定によりこれらの労働金庫は同法に基づく金融機関として改組され、やがて各都道府県に1金庫という体制ができあがった。

この間、政府金融機関もしだいに増加した。これらの一一部についてはそのつど触れてきたが、昭和22年に発足した復興金融金庫が昭和24年のドッジ・ライン実施に際して、その活動を停止(昭和27年1月解散)したのに対し、他方同年にまず国民金融公庫が設立されたのをはじめとし、次のとおり新しい政府金融機関がほぼ毎年誕生したが、こうした傾向は昭和30年代に入ってからもしばらく続いた。そしてこのような政府金融機関の拡充は、本行の金融政策運営にとって微妙な関係を持つことになる。

金融機関名	設立年月日 ⁽¹²⁾
-------	-----------------------

國民金融公庫	昭和24年6月1日
--------	-----------

住 宅 金 融 公 庫	昭和25年 6月 5 日
日 本 輸 出 銀 行 ⁽¹³⁾	25年12月28日
日 本 開 発 銀 行	26年 4月20日
農林漁業金融公庫	28年 4月 1 日
中小企業金融公庫	28年 8月20日

このほか昭和20年代における金融制度改革の中で見落とすことのできないのは、昭和29年の外国為替専門銀行の発足であり、当時大きな論議を呼んだ問題であったが、これについてはすでに述べたとおりである。

以上のように昭和20年代はわが国金融制度の大きな変革期であったが、同時に戦後の新しい金融制度の骨格は、ほぼ昭和20年代後半にできあがったということもできる。そしてここで新しい出発をした各金融機関はその後の高度成長の中で業務を大きく伸ばし、やがて本行の金融政策もその直接対象とする金融機関の範囲をしだいに拡大していくことになる。

- (1) 横浜正金銀行が営業を停止し、国内勘定を新・旧両勘定に分離、新勘定を東京銀行へ譲渡した日（東京銀行『横浜正金銀行全史』第6巻、東京銀行、昭和59年、の「正金史年表」170ページによる）。
- (2) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第13巻（金融2・企業財務・見返資金）、昭和58年、564～565ページを参照。
- (3) 北海道拓殖銀行『北海道拓殖銀行史』同行、昭和46年、268ページを参照。
- (4) 日本勧業銀行調査部『日本勧業銀行史』同行、昭和28年、813～814ページを参照。
- (5) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、762～767ページを参照。
- (6) 日本銀行調査局「戦後わが国金融制度の再編成」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第10巻、昭和56年、所収）23ページ、113～116ページを参照。
- (7) 前掲『日本興業銀行五十年史』956ページ。
- (8) 日本長期信用銀行『日本長期信用銀行十年史』同行、昭和37年、55～73ページを参照。
- (9) 日本不動産銀行十年史編纂室『日本不動産銀行十年史』同行、昭和42年、59ページ。
- (10) 住友信託五十年史編纂委員会『住友信託銀行五十年史』同行、昭和51年、739～744ページを参照。
- (11) 「信用金庫法施行法」第3条による改組期限は同法施行後1年以内であったが、昭和27年6月3日、法律第167号により1年延長された。

- (12) 設立年月日は前掲「戦後わが国金融制度の再編成」130～141ページ、農林漁業金融公庫『農林漁業金融公庫十年史』同公庫、昭和40年、115～116ページおよび中小企業金融公庫『中小企業金融公庫十年史』同公庫、昭和39年、181ページによった。
- (13) 日本輸出銀行は昭和27年4月1日「日本輸出銀行法の一部を改正する法律」(法律第66号)が公布施行され、輸入金融業務も取り扱うことになり日本輸出入銀行と改称された。

(7) 本行組織の改編

本店機構の拡充

昭和20年（1945年）秋、本行は戦後の新しい事態に対応して既述のように内部機構の再編成・拡充を行ったが、その後における本行組織改編の推移をここでまとめておくことにする。

まず本店機構についてみると、昭和21年3月11日に閉鎖機関処理部を設置した。これは閉鎖機関の特殊清算事務につき事務量の増加と事務処理の長期化見通しに伴い、それまで清算事務室と営業局で分担していた本事務を同部で一元的に取り扱うことにしたものであった。また連合国最高司令部覚書により指定金融機関制度が廃止されることになったのに伴い、本行は同年5月15日に指定融資処理部を廃止し、その事務は資金調整局に引き継がれた。

本行は敗戦直後の昭和20年8月末、連合国最高司令部との連絡交渉に当たらせるため、内規に基づかない組織として渉外事務室を設置し、さらに翌21年2月19日、外事局に渉外課を設けて（これに伴い渉外事務室を廃止）同事務を担当させていたが、最高司令部との連絡を要する事項がだいに増加し、その内容も多岐にわたるようになったため、昭和22年9月22日、渉外課の担当事務を独立させて、内規による組織として渉外部を設置した（なお昭和20年4月の機構簡素化に伴い廃止されていた証券局は21年10月18日に再び設置された）。次いで昭和23年4月「臨時資金調整法」の廃止に伴い資金調整局は同月7日、資金局と改称され、また閉鎖機関処理部は閉鎖機関の特殊清算事務の大部分が完了したのに伴い、同年12月20日、残存事務を営業・外事・資金の3局に移管のうえ廃止された（この

ほか、既述のように、昭和22年8月に内規に基づかない組織として設置されていた融資斡旋部が昭和23年8月11日、内規に基づく部に改められた)。

昭和24年に入ると、単一為替レート設定に伴う外国為替関係事務の増加が予想されたので、同年4月2日、外事局を再び外国為替局と改称のうえ、その機構を拡充した。また既述のように昭和21年10月に内規に基づかない組織として設置されていた貯蓄推進部は昭和24年4月2日、内規による部に改められた。さらに同年6月21日には、政策委員会の発足に伴い、政策委員会庶務部が設けられた。次いで翌昭和25年6月15日為替管理局と管理部が新設された。前者は外国為替局の取扱事務が急増したため、外国為替局の担当事務のうち、外国為替管理に関する事務部門を分離させたものであり、後者は、本支店営業所新改築工事の増大に伴い文書局営繕課の事務を分離独立させたものであった。

以上のような経過を経て、わが国が独立を回復した昭和27年4月末現在における本店の事務組織は1室8部14局であった。⁽¹⁾

その後昭和20年代末までにおける本店部局室の改編について触れておくと、昭和27年10月31日には資金局が、昭和29年2月8日には融資斡旋部がそれぞれ廃止されたが、他方昭和29年2月26日には本行沿革史編さんを専管する史料調査室が内規に基づかない組織として設けられた。なおこの間ニューヨーク(昭和25年10月9日)およびロンドン(昭和26年8月21日)に駐在参事が置かれた。

支店・事務所の変遷

本行は既述のように戦時中に多数の支店(9か店)を増設したが、戦後改めて支店配置について検討を加え、昭和21年11月1日に青森、22年12月1日に下関、23年2月2日に大分、24年3月1日に長崎、27年10月1日に釧路にそれぞれ支店を開設した(ただし、大分支店開設に伴い門司支店を廃止し、同地には事務所を設置した)。

また本行は既述のように戦争終結後も引き続き駐在員事務所の増設を図ったが、昭和21年に入り5月までにさらに6か所に増設した結果、本行の支店が設置されていない県庁所在地にはすべて駐在員事務所が設置されるに至った。その後

同年7月11日、駐在員事務所は単に「事務所」と称することになったが、さらに翌8月1日には北海道に2事務所が増設された。

しかし昭和24年に入り、各種統制事務の縮小に伴って事務所の取扱い事務量もかなり減少するに至ったので、それ以後事務所存置の理由の乏しくなったところから漸次これを廃止することになり、同年1か所、昭和27年に5か所、昭和29年に3か所の事務所をそれぞれ廃止した。

(1) 昭和27年4月末現在の本店部局室は次のとおり。

政策委員会庶務部、秘書室、総務部、涉外部、人事部、検査部、発券局、出納局、営業局、国庫局、国債局、証券局、外国為替局、為替管理局、資金局、考查局、調査局、統計局、計理局、文書局、管理部、融資斡旋部、貯蓄推進部